

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査による本市の人口の推移をみると、平成 7 年に 32, 133 人のピーク人口を示し、それ以降は減少傾向を示している。また、平成 12 年と令和 2 年の男女 5 歳階級別人口を見ると、20 年間の間に高齢化とともに、25～39 歳未満の年齢層の人口減少が顕著となっている。常住地による 15 歳以上の産業別人口の推移をみると、本市の就業者数は平成 7 年以降減少しており、令和 2 年には 14, 274 人となっている。産業別にみると、特に第 2 次産業の減少が大きく、第 1 次産業についても減少傾向を示している。一方で、第 3 次産業は、9, 000 人台と全就業者数の半数以上を占めている。

本市の市町村内総生産から産業別構成をみると、製造業 18.3%、卸売・小売業 16.2%、建設業 12%、医療・福祉 9.8% の順となっており、また、本市の工業は近年、事業所数、従業者数、製造品出荷額が減少している傾向にある。今後も新たな産業用地の確保及び、立地可能な業種拡大等の規制緩和等を行っていく必要がある。一方で、既存工業に対しては、中小企業の経営安定や事業継承に向け、各種融資制度や経営・技術・人材育成等に関する情報を常に収集するとともに提供しながら、適切な支援を行っていく必要がある。このような厳しい状況に置かれるなかで、生産性の向上が不可欠となっている。

このような中、本市独自の取り組みとして、既存企業への就業に寄らない多様な働き方を促進するため、若年層をはじめとした起業・創業希望者に対して、商工会や金融機関等と連携した総合支援事業等の支援策を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上の取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図る。これを実現するため、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、建設業及び卸売・小売業など多岐にわたる産業が市内の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業立地は市内全域に点在していることから、本計画の対象区域は市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、建設業及び卸売・小売業など多岐にわたる産業が市内の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様であることから、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税に未納のある事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。